

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定により、次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年10月20日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高 木 孝 征

1 処分年月日

平成21年10月9日

2 処分対象業者

(1) 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社福本宅建商事

福本 須可子

香川県高松市藤塚町2丁目11番20号

(2) 免許証番号及び免許年月日

香川県知事(4)第3411号

平成19年9月5日

(3) 処分内容

平成21年10月16日から7日間の業務の全部の停止